令和六年五月三日改正

全日本学生弓道連盟規約

\wedge
全
日
本
学
生
弓
道
連
盟
規
約

条 条 University Kyudo Federation)と称する。 連盟は、全日本学生弓道連盟(英名:All Nippon

本連盟は、事務局を東京都千代田区飯田橋二 - 一二

第

第

一〇日高ビル二階に置く。また、必要に応じて大会

本部を置くことができる。

組

Ξ

条

1 弓道連盟は、それに加盟している大学弓道部(以下 本連盟は、 学生弓道連盟をもって組織する。また、各地区学生 東海・関西・中四国・九州の九地区より成る各地区 加盟校」という。)をもって組織する。 北海道・東北・北信越・ 関東·東京都

(令和六年五月削除)

④本連盟は、東京に本部、各地区に中央委員を置く。 3 '加盟校は、正加盟校と準加盟校をもって組織する。

また、東海・ 伊勢・関西に支部を置く。

第三章 節 目的及び事業 目的

第 四 条 弓道の研究と発展とを期するをもって目的とする。 本 連盟は、 全国大学弓道部相互の親睦を図り、併せ

第 29 条 0 する。 本連盟は、 昭和二十八年七月十一日を設立年月日と

第

セ

条

五 条 本 連盟は、 次の事業を行う。

第

全日本学生弓道王座決定戦を開催する。 全日本学生弓道選手権大会を開催する。

Ξ 四 東西学生弓道選抜対抗試合を開催する。 全日本学生弓道遠的選手権大会を開催する。

第

八

条

第 六

条

1

名誉顧 問

29 監事

六 五 執行副委員長 執行委員長

執行委員

②前項第五号から第七号に定める役員を執行 する。 中央委員 7役員と

は前任者の残余期間とする。ただし、前条第一項第一 の一ヵ年とする。補欠により役員となった者の任期 役員の任期は、 九月一日より翌年八月三十一日まで

号から第四号に定める役員は原則として八十歳まで

第二節 会長·副会長

は

再

選はこれを妨げない。

ただし、前年度からこれを変更しない場合、 会長・副会長は、中央委員会の決議により推薦する。 原則とし

(令和六年五月削

七六五 (令和六年五月削

公益財団法人全日本弓道連盟と共に全国 選抜大会を開催する。

大学号

九八 適時連盟報を発行する。

他の弓道諸団体及び各種運動団 機関誌『学生弓道』を発行する。

+

を行う。 体との 連絡協調

+ その他本連盟の目的に適える事業を行う。

本連盟に、 第四章 節 総則 員

会長 次の各号に定める役員を置く。 一名

副会長

一名 若干名 若干名 二名以上

若干名

若干名

		, -	から連盟から連盟	七条	第十
中央委員会は、毎年春夏の二回開催する。春季中央委って代理を認める。	十 一 条	第 二 十	び会計にあたる。 行役員は、学生自治の精神が	六条	第十
正当な理由のある場合に限り、委任状の提出をも成され、議決権は中央委員のみが有する。ただし、②中央委員会は、執行役員及び中央委員によって構			海・伊勢・関西から選出されるものとする。執行委員は、中央委員会への報告を経て、東京都・東委員会を招集しなければならない。	五 条	第十
①本連盟の会議は、中央委員会とする。 第五章 会 議	十条	第二	代理する。この場合においては、速やかに臨時中央③執行副委員長は執行委員長に事故あるときこれを都・東海・伊勢・関西から選出されるものとする。		
ただし、全国大学弓道選抜大会の大会委員長は、執執行副委員長より一名選出されなくてはならない。			②執行副委員長は、中央委員会の議決を経て、東京ら選出されるものとする。		
②大会委員長は、大会開催地又は大会本部所在地のハ 大会総務			①執行委員長は、中央委員会の議決を経て、東京都か第五節 執行役員	四 条	第十
七 大会副委員長 大会委員長			連盟の運営の円滑化のための助力にあたる。監事は、法律、会計及び経営等の専門的知見から、本し、会長がこれを任命する。	三条	第十
			、含長バニルと玉冷ける。 監事は、中央委員会の議決を経て会長にこれを推薦 第四節 監事	二 条	第十
二 大会会長 一 連盟会長			あたる。 名誉顧問は、本連盟の運営の円滑化のための助力に薦し、会長がこれを任命する。	一 条	第十
①本連盟が主催する大会において、次の各号に定め第七節 大会時の役員び状況を事務局に連絡する義務を負う。	九 条	第十	名誉顧問は中央委員会の議決を経て会長にこれを推本連盟は、必要により名誉顧問を置くことができる。第三節 名誉顧問	十 条	第
②中央委員は、所属地区学生弓道連盟の活動予定及を処理する。を処理する。日中央委員は、各地区学生弓道連盟並びに各加盟校の中央委員は、各地区学生弓道連盟並びに各加盟校	八 条	第十	ときこれを代理する。副会長は会長に事故ある会長は本連盟を代表する。副会長は会長に事故あるとする。	九条	第

第二十三条 第二十二条 中 中 -央委員会は、本連盟最高の議決機関であり、 ・央委員会は、 -央委員会を招集することができる 本連盟に関する事項を行う。

執 行

第二十 四 条 員長は会議において議長となる。 中央委員会は、中央委員の三分の二以 上 0 出 席をも

って定足数とする。

するところによる。 もって議決する。ただし、 中央委員会の議事は、 出 席した議決権者の過半数 可否同数の場合は議長の決

第二十五条

加

第一節

盟

第二十六条

① 準 ②準加盟校は、各地区学生弓道連盟主催の大会に参 ながら、正加盟の承認を得ていない大学をいう。 する大学及びすでに各地区学生弓道連盟に加盟し 加できる。 -加盟校とは、新たに各地区学生弓道連盟に 加 盟

③各地区学生弓道連盟は新たに準加盟校が加盟した 場合、 直ちに本連盟に報告する義務を負う。

第二十七条

第二十六条の二 1 準加盟校は、各地区学生弓道連盟を通じて、正加盟 連盟正加盟校となることができる。 申請をし、中央委員会の承認を受けたときには、本

②正加盟申請条件は次の通りとする。

ができる。 中央委員会の承認に基づき正加盟となること ているなど共に活動することが困難な場合、 学校に唯一の団体でなくても距離が遠く離れ 学校の認める唯一の団体であること。ただし、 の団体として加盟することは認めない。 なお、二つ以上の学校が合同で単

_

盟以来、

最低一度は各地区学生弓道連盟

正加盟校たり得ると認めていること。 から判断して当地区の連盟委員長が本連盟の おける大会に参加しており、その活動状況

Ξ 以上であること。 登録部員数は、男子五名以上ないし女子三名

③ 前 できる。 ないと判断した場合はこれを準加盟とすることが 盟校が正加盟校として適当かを審議する。 合、さらに一年後の中央委員会においても当該加 項 の条件を満たして正加盟申請が承認され 適当で た場

)加盟校の統廃合により前 を審議する。 場 ?合、中央委員会において正加盟校として適当か 々項の条件を満たさない

会で総合的・具体的に討議した上、決定承認を受ける。 新地区学生弓道連盟の本連盟への加盟は、中央委員)準加盟校になろうとする正加盟校は、各地 認められた場合に限り、準加盟校降格を許可する。 受けることを要する。中央委員会は、正当な理由 弓道連盟を通じて申請し、中央委員会での承認を 区

その

第二十七条の二 認める。 認に基づき、同一学校法人大学と統一しての加盟を 短期大学で学校法人が同一の場合は、 中央委員の承

第七章 脱退及び懲戒

第二十八条

②準加盟校の脱退は、 ①本連盟を脱退しようとする正加盟校は、 認められた場合に限り、 受けることを要する。中央委員会は、正当な理由 生弓道連盟を通じて申請し、 、脱退が決定したときは、 各地区学生弓道連盟規約に従 連盟脱退を許可する。 直ちに本連盟に報告す 中央委員会の承認を 各地区学

		第二十九条の二				第二十九条
③執行委員長は、本条に定める処分を行ったときは、い。	盟校に文書での釈明の機会を設けなければならな②前項に定める処分を講ずるときは、対象となる加二 戒告 文書にて戒告を行う	一 課徴金 二万円を超えない範囲で課徴金の納ることができる。 ことができる。 で対し除名処分を講ずるにとができる。 に対し除名処分に作当する処分を行う義務を負う。	計 (ミュルトに目写一の出か) に、残なが加盟する地区学生弓道連盟は、当該名処分の議決がなされたときは、対象とい。	戒処分を講ずるときは、対象とする加盟校致の賛成を必要とする。とだし、除名処分を講ずるときは、戒処分を講ずるときは、中央委員会の議決する大会への出場資格を停止する	三 出場停止 一年を超えない範囲で本連盟が主こ 降格処分 正加盟から準加盟への降格を命ずっ 除名処分 本連盟からの脱退を命ずる	ることができる。 ①中央委員会は、本連盟の加盟校としてふさわしくの中央委員会は、本連盟の加盟校としてふさわしくの中央委員会は、本連盟主催大会の運営に重大な支る義務を負う。
	第三十二条	第 三 十 一 条	第三十条	第二十九条の四	: :	第二十九条の三
②(令和二年八月削除)千円とする。	①正加盟校の連盟費は、事務局納入一ヵ年金一万三옕き返還しない。 (2) 度納入された金額は納入が重複した等の理由を五 正加盟校並びに準加盟校の部員登録料	四 寄附金及びその他の収入 三 補助金 三 補助金 一 正加盟校の大会参加費 三 正加盟校の大会参加費		には準加盟へ降格又は脱退となった日から起算し学が正加盟申請をしたとき、正加盟が承認される降格又は脱退となった大学と同一と認められる大第二十九条の規定に基づき、正加盟から準加盟へによるものでも正当な理由によるものとみなす。	年における大会不出場については、いかなる理由ることができる。ただし、二○二○年から二○二二理由なく出場しなかった正加盟校を準加盟校とす日本学生弓道選手権大会団体戦、同大会個人戦及び全学生弓道選手権大会団体戦、同大会個人戦及び全	中央委員会は決議によって、三大会連続で全日本の効力は処分があった日に遡って失われる。認を受けることができなかったときは、その処分かつ、議決による承認を受けなければならない。承その直後に行われる中央委員会でその旨を報告し

定める期日までに納入することを要する。 新たに正加盟校となったときは、 連盟費を連盟が

六 五 四

審判員の裁定には、必ず服さなければならない。

本連盟競技規定に基づきこれに従う。

審判長は本連盟執行委員長をもってする。

次

の各項に該当する者は失格とする。

口 1

正当なる理由無くして、 審判員の裁定に服さない者

指定の

時 刻に

出 一場し

ない者

障をきたした者 競技及びその進行、

会場の整理等に妨害、

第三十三条

① 正 ②本連盟正加盟並びに準加盟校は三月末日までに本 員一名につき一ヵ年六百五十円を納入する。 員一名につき一ヵ年千三百円を納入する。 -加盟校は、本連盟事務局に部員登録料として部 一加盟校は、 本連盟事務局に部員登録料として

3 新たな正加盟校及び準加盟校は、連盟が定める期 登録は基本的に九月末日まで認める。 連盟へ部員登録を行うことを要する。ただし、追加

寄 いて受納する。 |附金、補助金その他は、直接又は間接に事務局にお 日までに本連盟に部員登録をすることを要する。

第三十四条

第三十五条 会計は、事業計画予算書を中央委員会に提出し、 による承認を受けることとする。 、議決

計監査を受ける義務を負う。 ることを要する。また、中央委員会の要請に応じて会 会計は、会計簿を作成し、常に会計状態を明らかにす

第三十六条

①会計は、年度末に収支決算報告書を作成し、 よる監査を受けなければならない。 監事に

第三十七条

②会計は年度終了後三ヶ月以内に、収支決算報告書 を監査証明書と合わせて中央委員に報告しなけれ ばならない。

③前項の報告は、 できる。 書面 又は電磁的方法で行うことが

第九章 定

審 判規定は次の規定に従う。 競技には審判員を置く。

審判は、審判長及び審判員若干名をもって構成 同時に審判にあたる。

第三十九条

的中規定は次の規定に従う。 = その他競技規則に反した者

次の事項に該当する矢は中りとする。

矢折れ、筈の飛びたる、又は矢の一部が、垜 的輪内にて的枠内に入りたる場合。ただし、

口 ざる場合。 矢、的を射抜きて垜に深く入り、 的面に見え

とする。

的枠の合せに中りたる場合。

= 矢筈(的輪の内外いずれに在るを問わず)を

ホ 内側より外に射抜きたる場合(ただし、的枠 矢、中り、的転落し、矢的につきいたる場合。 射て中りたる場合。

次 の事項に該当する矢は外れとする

が破れ、的枠を損したるときは、外れとする)

イ 候串に中りたる場合。

矢掃き中りたる場合。

ニハロ 矢、中り、 中り矢が的又は枠に当り、飛び返りたる場合。 的転落し、 矢、 的より離れたる場

5

内(垜敷を含む)に接触している場合も中り

②射手が射位にあるとき、介添え・監督は次の行為を		(\) °	
容する範囲でこれを認める。		直しは打ち起こし	第四十三条
全生を著しく欠くおそれがある易合のみ、本連盟禁ずる。ただし、射手が障害を有する等の理由で安		適用こは、本人の申告を要する。えない範囲で出場資格を認める。ただし、本規定の	
<i>v</i> ,		学する場合に限り、前項に定める期間を	
①射手が弓構えをしてから離れを行うまで、介添え・	第五 十条	ら部員として登録され、かつ同一大学法人の大学	
を負う。		卒業が認められた学生について、早期卒業以前か	
びその処置に就き事後中央委員会で報告する義務		⑤早期卒業制度により四年未満三年間以上の在学で	
ができる。また、大会運営委員は、異議申し立て及		数を超えない範囲でこれを認める。	
て構成し、異議申し立てに対し、適宜処理すること		学の通常在籍期間又は四年間のどちらか大きい年	
②大会運営委員は、大会委員長及び副委員長をもっ		盟する場合、合計加盟期間が、現在所属している大	
者のみが大会運営委員に対して行うことができる。		④選手の出場資格は、複数校をまたいで本連盟に加	
①競技の運営に関する異議の申し立ては、各校責任	第四十九条	学はその限りではない。	
競射中の矢返しは原則として認めない。	第四十八条	超える者の出場資格はこれを認めない。ただし、休	
行する。		常在籍期間中とする。留年により通常在籍期間を	
は各射手一本をもって競射し、勝敗の決するまで続		③選手のひとつの大学での出場資格は、当該大学通	
って競射する。なお、一手にて勝敗が決定しない場合		格を有しない。	
団体試合の際、的中数同数の場合は、各射手一手をも	第四十七条	区学生弓道連盟主催の全ての競技における出場資	
ハメートルとする。		②本連盟の部員未登録者は、本連盟主催並びに各地	
近的競技においては射位より的面までの距離は二十	第四十六条	会を除く。	
中心に揃えてかける。		連盟正加盟校に限る。ただし、全国大学弓道選抜大	
用する場合、その的の中心を三十六センチの的の		①本連盟主催の全ての競技における出場資格は、本	第四十二条
②近的競技において三十六センチの的以外の的を使		れを行う。	
て候串を使用する。		本連盟の主催する全ての競技は、日本弓をもってこ	第四十一条
①三十六センチの的の位置は、地上約九センチにし	第四十五条	第一節 総 則	
的を使用する。		第十章 競技規定	
②近的競技の遠近競射の際は直径三十六センチの線		れを決する。	
使用する。ただし、星は直径十二センチとする。		前条の規定に当らない場合は、審判の判断によりこ	第四 十条
の深さ九センチ以上の直径三十六センチの星的を		へ、矢の筈を射て外れたる場合。	
①本連盟主催の近的競技においては、原則として枠	第四十四条	ホ、的枠の外より射抜きたる場合。	

第五十条の三 第五十条の二 11十条 0 四 連盟の定めるところに拠る。 本連盟の主催する大会における天候不順等による中 ①本連盟は、本規約に定める審判規定及び競技規定 全国大学弓道選抜大会の審判規定及び競技規定は本 ②競技に関する細則を定める場合には、 事前に公表しなければならない。 を定めることができる。 を補完することを目的として、 以上の行為を故意に行った場合は、該当選手の引 止等は、執行委員長がこれを決定する。 いた矢を無効とする。 してはならない。 射手が審判の死角となる位置へ出ること。 射位より前に出ること。 射手の体に触れる指導を行うこと。 競技に関する細則 その内容を 第五十六条の二 第五十六条 第五十五条 第五十七条の二 第五十七条 ①同一の地区に所属する加盟校が、その部員 ③参加登録において、一度登録され ②参加登録において、本連盟の定める期日を過ぎた ①参加登録時、並びに出場時、男子は四名、 戦は六月下旬又は七月上旬までとする。 上旬から、個人戦は五月下旬又は六月上旬まで、団体 本大会の選手登録は、定められた期日中に本連 は再出場できない。 認めない。なお、決勝トーナメントで交代された選手 団体戦において、選手交代は認めるが、立順の ームページ上で行う。原則として、四月下旬又は五月 (令和四年四月削 名に満たない学校は、 して変更できない。 場合、これに対し処置を下す。 団体として出場できない。 た内容は原則と 女子は二

移動

/盟ホ

第二節 全日本学生弓道選手権大会

第五十二条 第五十一条 团 ②本大会団体戦の参加校は、本大会前に行う代表者 ①本大会は、原則として八月中に行うものとする。 「体選手権、個人選手権の両競技試合を行う。 会議に原則として参加しなければならない。

③本代表者会議において、本大会における競技方法 を補完する。

①団体戦(男子)は、各校五名(外補欠三名)一人四 射計二十射、順立にて行う。

第五十三条

団体戦は予選を行い、的中数により、男子上位二十四 ②団体戦(女子)は、各校三名(外補欠二名)一人四 トによる。なお、緊急事態が発生した場合、その限り 射計十二射、順立にて行う。 女子上位二十四校を通過とし、決勝はトー ナメン

その判断は執行委員長が行う。

第五

+ -四条

> 選手権に出場することはできない。 選に限り合同で単一の団体として出場することが づき、全日本学生弓道選手権大会の団体選手権予 共に正加盟校である場合、中央委員会の承認に基 なく単一で団体戦に出場することが困難であって、7 できる。ただし、合同で出場した大学は個別に団体 が少

②中央委員会の審議・議決では次の各号に定める条 件を考慮する。

ける大会不出場は考慮せず、それ以前の年を こと。ただし、二〇二〇年から二〇二二年にお 含めて過去三年以内とみなす。 の団体選手権又は個人選手権に出場している 過去三年以内に、全日本学生弓道選手権 大会

会に最低一回以上出場していること。 過去一年以内に各地区学生弓道連盟主催の大 ただし、

第	第	第
六	五	五
+	十	+
条	九	ハ
	条	条

4 ③虚偽申請に対しては、第二十九条の二に基づき、 全日本学生弓道選手権大会の個人選手権は、 大学の選手として出場するものとする。 選手権に合同で出場したか否かに関わらず、 Ξ 分を講ずることができる。 29 なった実績又は行う予定があること。 録人数及び各地区学生弓道連盟主催大会の登 合同する大学と共に練習若しくは講習等を行 全日本学生弓道選手権大会個人選手権への登 人戦の別を問わない。

処

個人選手権には、男子の部及び女子の部を設ける。 (平成十八年五月削除)

②予選は原則として自大学道場で行う。ただし、自大 ①予選は決勝に先立ち、対面又はオンラインによる 学道場での実施が困難である場合は、 判員の監督の下で行う。 公営道場そ

③予選通過基準は次の通りとする。 男子 一次予選 四射四中 二射一中以上 二次予選

> 第六十五条 第六十四条 第六十三条

の他弓道場での実施を認める。

女子 一次予選 二射二中 四 射三中 以 上 二次予選

④ 予 うことができる。 場合は、各地区学生弓道連盟と当該校との取り決 由により予選開催日に予選を行うことができない 取り決めにより決定する。ただし、やむを得ない事 により、 ,選開催日は、本連盟と各地区学生弓道連盟との 予選開催日よりも前の別日に予選を行 第六十八条 第六十七条 第六十六条

⑤その他予選に関する細

則

は、

本

連盟の定めるとこ

第六十条の二

1 とする。 彰者数に満たない場合、 用する。なお、予選通過人数が実施要項で定める表 ろによる。 決勝は直径三十六センチ的で射詰にて行う。 射詰四本目から直径二十四センチの星的を使 予選通過人数を表彰者数

ただ

②的中を逸した者の順位決定は、 競射によるものとする。 優 勝 決定以 外遠近

③遠近競射の際、 位とする。 は改めて行うことができる。ただし、掃き矢は最下 外れた矢で順位の決めにくいも

所属 団体

)第一項から第三項までの規定で開催 場合は、実施要項に則るものとする。 が困難である

(平成十八年五月削除)

第六十一条

第三節 全日本学生弓道遠的選手権大会

とする。 本大会は、的中制による個人選手権試合を行うもの

第六十二条

①本大会においては、 射位より的面までの距離は六十メートルとする。 本大会は、男子の部及び女子の部を設ける。

②射詰競技においては、直径七十九センチの霞的を する。 直径一メートルの霞的を使用

七センチとし、後方へ十五度の傾斜にして設置する。 直径一メートルの的の位置は、その中心を地上九十 使用することができる。

改めて行うことができる。ただし、掃き矢は最下位と 遠近競射 の際、 外れた矢で順位の決めにくいものは

とする。

的中を逸した者の順位決定は、

遠近競射によるもの

8

第六十九条 1 個人選手権(男子)の競技方法は、 ものとする。 次の方法による

選手権大会の優勝校とする。各地区学生弓道

一 一次予選 二射一中

二 二次予選 二射二中

決 径八十センチの霞的を使用 射詰(原則として六射目 より 直

個人選手権(女子)の競技方法は、 ものとする。 次の方法による

一 一次予選 二 二次予選 二射一中以上 二射二中

径八十センチの霞的を使用) 射詰(原則として六射目より直

③予選通過人数が実施要項で定める表彰者数 ない場合、予選通過人数を表彰者数とする。 1= . 満 た

(令和元年五月削除)

十条

十条の二 ームページ上で行う。選手登録の期日は、原則として 本大会の選手登録は、定められた期日中に本連盟ホ

四月下旬又は五月上旬から六月下旬又は七月上旬ま でとする。

①本大会は、原則として全日本学生弓道選手権

大会

第七十一条

最終日の翌日に行う。

②(令和二年五月削除)

第四 節 全日本学生弓道王座決定戦

第七十二条

二〇二一年に限り本連盟の推薦校を二校まで、出場 一校と本連盟の推薦する一校の計十校とする。なお、 試合出場校は、各地区学生弓道連盟より選出される

校を計十一校までとする。

第七十六条 第七十五条の二

第七十二条の二 ②本連盟による推薦校は、 ①各地区学生弓道連盟からの選出方法は、 生弓道連盟に委任する。 その年の全日本学生弓道 各 地区学

> 射計百六十射、順立で行う。 本連盟からは推薦を行わないものとする。 来する出場資格が与えられる。三位までの学校が じて、開催が早い全日本学生弓道選手権大会に由 各地区学生弓道連盟の選出校と重複した場合に準 手権大会に由来する二つの出場資格を得る場合、 られる。一校が二度開催される全日本学生弓道選 に準優勝校、第三位校の順に出場資格が繰り下げ 場合、又は該当校が棄権を申し出た場合、大会ごと 二校とする。各地区学生弓道の選出校と重複した 校は、二度開催される全日本学生弓道選手権大会 繰り下げられる。ただし、二〇二一年度に限り推薦 いずれも、前述の意味する重複、棄権の場合には、 し出た場合、準優勝校、第三位校の順に出場資格 の選出校と重複した場合、又は該当校が棄権を申

回戦及び準決勝各自十二射計九十六射、決勝各二十 ①男子の部の試合は、各校八名(外補欠四名)一、二

第七十三条

射計八十射、順立で行う。 回戦及び準決勝各自十二射計四十八射、決勝各二十 ②女子の部の試合は、各校四名(外補欠二名)一、二

抜対抗試合と共に行う。 本大会は、原則として十一月下旬に、 東西学生弓道

第七十

- 四条

第七十五条 第五節 東西学生弓道選抜対抗試合

本大会の競技は、男女共に同様の方法で行う。 試合の出場者の選出方法は本連盟に委任する。

1)東軍は、北海道・東北・北信越・関東・東京都各学 生弓道連盟より推薦される選手をもって構成され 西軍は、東海・関西・中四国・九州各地区学生弓道 /盟より推薦される選手をもって構成される。

②監督については、原則として、東軍監督を東京都の 校監督とする。 王座出場校監督とし、西軍監督を関西の王座出場 第八十六条 第八十七条 本規約の改正を必要とするときは、中央委員会に (平成十年八月削

1 射を原則とする。 場を東西両軍で二つに分け順立で行い、各自二十 試合は、団体戦で選手十三名(内三名補欠)で、射 第八十九条 第八十八条

第七十七条

②ただし、欠員が生じた場合は、その人数で試合を行

に行う。 本大会は、原則として十一月下旬に王座決定戦と共

(令和六年五月削除) 全日本学生弓道女子王座決定戦

(令和六年五月削除)

第八 十条 第七十九条

女子東西学生弓道選抜対抗試合

(令和六年五月削除)

第八十一条

第八節 全国大学弓道選抜大会

弓道連盟が主催する。 本大会は全日本学生弓道連盟と公益財団法人全日本

①男子は各校五名(外補欠三名)、一人四射計二十射 順立で行う。

第八十三条

第八十二条

②女子は各校四名(外補欠二名)、一人四射計十六射 順立で行う。

③選手登録の最低人数は男子四名、女子三名とする。 また、男女混成の登録は認めない。

一校とする。 選出される計四十校に、直近の優勝校を加えた四十 試合出場校は、男女ともに各地区学生弓道連盟より

第八十

-四条

第八十五条 十六校を通過とし、 選を行い、的中数により、男子上位十六校、女子上 第十一章 附 決勝はトーナメントによる。 則

全日本学生弓道連盟及び各地区学生弓道連盟の公式 いて、三分の二以上の決議によるものとする。 (令和四年四月削除)

とする。 ①本規約は、全日本学生弓道連盟規約補足をもって

試合における的中規定は、

本連盟の規定によるもの

第九

十条

第十二章

②本規約補足の追加・改正を必要とするときは、中央

委員会においてその追加・改正内容の報告を行う。

これを補完する。

①本連盟の部員登録者と認められる条件は次の通り とする。

第九十一条

二 本連盟の定める方法により、本連盟へ部員登録 一 本連盟の加盟校に在籍する学生であること。 を完了した者。

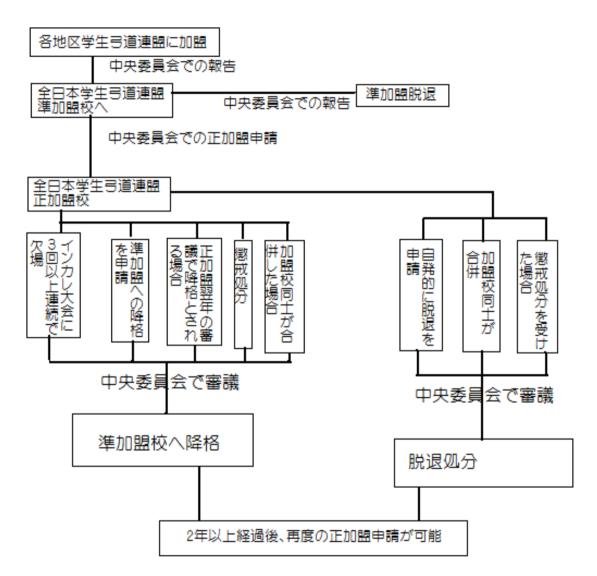
で細則を定める。 部員登録の方法等については部員登録マニュアル

以 上

令和六年五月三日 改訂版

(1) 第六章 加盟 について

全日本学生弓道連盟には、本連盟主催大会に参加できる正加盟校と参加できない準加盟校の 2 つが存在します。その違いや、正加盟への申請条件について混乱があるようなのでここで整理いたします。



く正加盟>

正加盟とは?

規約に明記はない。正加盟申請条件を、申請した際に満たしている大学。

準加盟との違い

全日本学生弓道連盟の主催する全ての大会に参加できる。(第26条②より)

正加盟校の連盟費は、事務局納入1ヵ年金13,000円とする。(第32条①)

正加盟校は、本連盟事務局に部員登録料として部員一名につき1ヵ年1,300円を納入する。(第33条①)

準加盟校が正加盟校に昇格する方法

準加盟校は、各地区学生弓道連盟を通じて、正加盟申請をし、中央委員会の承認を受けたときには、本連盟正加盟校となることができる。(第 26 条の 2①)

正加盟になるための条件 (第26条の2②)

- 一 学校の認める唯一の団体であること。但し、学校に唯一の団体でなくても距離が遠く離れているなど共に活動する事が困難な場合、中央委員会の承認に基づき正加盟となることができる。
- 二 準加盟以来、最低一度は各地区学生弓道連盟における大会に参加しており、その活動状況から判断して当地区の連盟委員長が本連盟の正加盟校たり得ると認めていること。
- 三 登録部員数は、男子5名以上ないし女子3名以上であること。
- →以上 3 点を満たしていれば申請することはできる。

正加盟校から準加盟校に降格となる場合

・自発的に降格する場合

準加盟校になろうとする正加盟校は、各地区学生弓道連盟を通じて申請し、中央委員会の承認を受けることを要する。中央委員会は、正当な理由が認められた場合に限り、準加盟校降格を許可する。(第 26 条の 2⑤)

・加盟校同士が合併した場合

また加盟校の統廃合により前々項の条件を満たさない場合、中央委員会において正加盟校として適当かを審議する。(第26条の2④)

・正加盟になっても、1年後に正加盟として不適切と判断された場合

前項の条件を満たして正加盟申請が承認された場合、さらに一年後の中央委員会においても当該加盟校が正加盟校として適当かを審議する。適当でないと判断した場合はこれを準加盟とすることができる。(第 26 条の 2③)

・全日本学生弓道選手権大会に3回以上連続で出場しない場合

中央委員会は決議によって、3大会連続で全日本学生弓道選手権大会団体選手権、個人選手権、遠的いずれ も正当な理由なく出場しなかった正加盟校を準加盟校とすることができる。(第29条の3)

ただし、各地区で行われる個人予選も本大会とみなす。

つまり、団体戦に出場しなくとも、個人予選に出場すればよい。

・懲戒処分を受けた場合

中央委員会は、本連盟主催大会の重大な支障を与え、又は本連盟の加盟校としてふさわしくない非行を行った加盟校に対し、懲戒処分を講ずることができる。(第 29 条①)

正加盟校の状態から、全日本学生弓道連盟を脱退する場合

自発的に脱退する場合

本連盟を脱退しようとする正加盟校は、各地区学生弓道連盟を通じて申請し、中央委員会の承認を受けることを要する。中央委員会は、正当な理由を認められた場合に限り、連盟脱退を許可する。(第28条①)

・加盟校同士が合併した場合

加盟校の統廃合により前々項の条件を満たさない場合、中央委員会において正加盟校として適当かを審議する。(第 26 条の 2④)

・懲戒処分を受けた場合

中央委員会は、本連盟主催大会の重大な支障を与え、又は本連盟の加盟校としてふさわしくない非行を行った加盟校に対し、懲戒処分を講ずることができる。(第29条①)

<u>なお、降格・脱退となった大学は再度正加盟に申請するために、降格・脱退から 23 ヶ月以上経過することを要する。(第 29 条の 4)</u>

く準加盟>

準加盟校とは?

新たに各地区学生弓道連盟に加盟する大学

既に各地区学生弓道連盟に加盟しながら、正加盟の承認を得ていない大学(第26条①より)

正加盟との共通点

本連盟正加盟並びに準加盟校は 3 月末日までに本連盟事務局へ部員登録を行うことを要する。ただし、追加登録は基本的に 9 月末日迄認める。(第 33 条②)

正加盟との違い

各地区学生弓道連盟主催の大会には参加できるが、全日本学生弓道連盟主催の大会には参加することはできない。(第 26 条②)

準加盟校は、本連盟事務局に部員登録料として部員1名につき650円を納入する。(第33条①)

準加盟脱退の方法

準加盟校の脱退は、各地区学生弓道連盟規約に従い、脱退が決定したときは、直ちに本連盟に報告する義務を 負う。(第28条②)

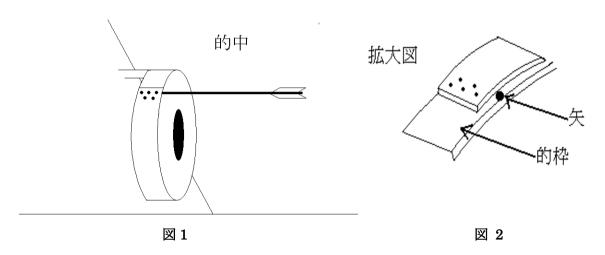
→中央委員会での審議を必要とせず、各地区学連の規約·判断に従う。ただし、全日本学生弓道連盟への報告は必要。

的中判定に関する指針

(2) 第九章 審判規定 について

規約 第39条 的中規定は次の規定に従う。

- 1 次の事項に該当する矢は中りとする。
- イ 的輪内にて的枠内に入りたる場合。ただし、矢折れ、筈の飛びたる、又は矢の一部が、垜内に接触している場合も中りとする。(図 1 参照)
 - ※初矢が中った後、二の矢の衝撃で初矢の筈が地についても、初矢は中りのままである。
 - ※的の側面の紙は無いものとする。(的中の判定は的枠正面だけが関係する。)
- ロ 矢、的を射抜きて垜に深く入り、的面に見えざる場合。
- ハ 的枠の合せに中りたる場合。(図2参照)



- ニ 矢筈(的輪の内外いずれに在るを問わず)を射て中りたる場合。(図3参照)
 - ※中った矢に継いだ矢は中り。また、後から中った矢の筈が地についた場合も、その矢は中りとする。(最初に中った矢は中りである。)
 - ※二本目の衝撃で一本目の矢が的から抜けた場合、一本目の矢は中りである。

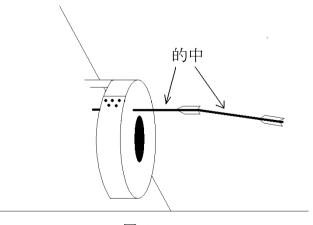
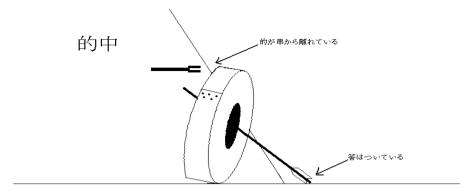


図 3

ホ 矢、中り、的転落し、矢的につきいたる場合。

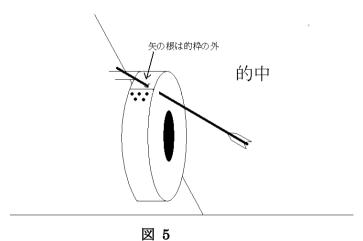
※矢が的にあたった衝撃で的が落ちて、その矢の筈が地についても、矢が的にささったままなれば中りとする。(矢が的から離れた場合は規約第39条第2号ニにより外れ。図4参照)



※矢が的に中った衝撃で的が傾いて、その矢の筈が地についた場合は中りとする。(的が完全に的串から離れていないかぎりは、的は正常な位置にあるとみなす。その後、選手、介添え、監督は審判に対し、転落もしくは傾いた的を掛け直すよう要請することができる。)

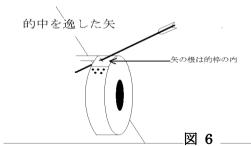
※行射の最中に的が転落もしくは傾いた場合、その的を掛け直すことになったら、それまでの的中している矢の本数を確認すること。確認が済んだ後、その的のすべての矢を抜いて的を掛け直す。 ※的が的串から完全に離れていなくとも、的串が完全に安土から離れていれば的は落ちたとみなす。

へ 的枠を内側より外に射抜きたる場合(ただし、的枠が破れ、的枠を損したる時は、外れとする。図5参照)



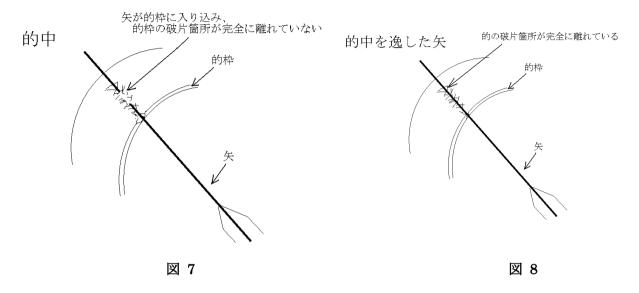
規約 第39条

- 2 下記の事項に該当する矢は外れとする。
- イ 候串に中りたる場合。
- ロ 矢掃き中りたる場合。
- ハ 中り矢が的又は枠に当り、飛び返りたる場合。
- 二 矢、中り、的転落し、矢、的より離れたる場合。
- ホ 的枠の外より射抜きたる場合。(図 6、参照)
- へ 矢の筈を射て外れたる場合。



※次の場合は規約には規定されていないが中りとなる場合がある。

- 1,的枠の継ぎ目以外のところに中って、的枠に矢が刺さったままの場合。
- 2, 的の破損箇所が完全に離れていなかった場合。(図 7 参照)但し、的の破損箇所が完全に離れていた場合は外れ。(図 8 参照)



規約 第40条 第39条の規定に当らない場合は、審判の判断によりこれを決する。

(3) 第十章 競技規定 について

規約 第 44 条② 近的競技の遠近競射の際は直径三十六センチの線的を使用する。 第 67 条 的中を逸した者の順位決定は、遠近競射によるものとする。

遠近競射は次の方法により順位を決定する。

イ 順位は、矢所により的面およびその延長面で判定し、的中心に近い矢を上位とする。

- ロ 同じ距離にある矢は、再度競射を行うか同位とする。
- ハ 垜に届いた掃き矢は、全体での下位とし、複数の場合は的中心からの距離が近い矢を上位とする。
- 二 垜に届かなかった掃き矢は、全体での最下位とし、複数の場合は的中心からの距離が近い矢を上位とする。
- ホ 等こぼれなどで射離されなかった矢は、垜に届かなかった矢より下位とする。(複数の場合は同位)
- へ 順位は、審判員で判定する。
- ※はずれた矢は的表面の延長線上の距離を測る。
- ※たたき矢は、的面にたたき矢の板付の痕跡を認めれば、的に接している矢よりも的中心に近いものと判定できる。
- ※的枠に矢が触れて的が動いた場合は、的を元の位置に戻して距離を測る。

(4) 第十二章 部員資格 について

く目次>

- 1. なぜ部員登録が必要か
- 2. 誰を登録するのか
- 3. 部員登録の方法
- 4. 登録にかかる費用
- 5. 登録に関する質問集

1. なぜ部員登録が必要か

※以下四角の囲いの中の文章は全日本学生弓道連盟規約からの引用文書です。

第 42 条

- ①本連盟主催の全ての競技に於ける出場資格は、本連盟正加盟校に限る。ただし、全国大学弓道選抜大会を除 〈。
- ②本連盟事務局の部員未登録者は、本連盟主催並びに各地区学生弓道連盟主催の全ての競技に於ける出場資格 を有しない。
- ③選手のひとつの大学での出場資格は、当該大学通常在籍期間中とする。留年により通常在籍期間を超える者の出場資格はこれを認めない。ただし、休学はその限りではない。

第 91 条

本連盟の部員登録者と認められる条件は次の通りである。

- ー 本連盟の加盟校に在籍する学生であること。
- 二 本連盟の定める方法により、本連盟へ部員登録を完了した者。

以上から、全日本学生弓道連盟主催大会(全日大会など)だけでなく、各地区学連主催試合(リーグ戦など) に参加する選手は必ず、本連盟の部員登録を行う必要があります。

2. 誰を登録するのか

原則、実際に活動している全部員の登録が必要となります。ですから部に在籍していても、部活動を行っていない学生(例:3年次に引退し4年次は活動していない学生)の登録は不要です。ただし、部に在籍しながらも学連主管の一切の大会(リーグ戦など含む)への選手登録を行わない学生は、部員登録は特に必要ありません。一方で、学生連盟主催の大会に参加する年度に関しては、在籍期間を問わず部員登録をお願いします。また入部直後の1年生に関しては別途、登録時期による特例処置があります。後述の「5.登録に関するス

また入部直後の | 午生に関しては別述、登録時期による特例処直があります。後述の | b . 登録に関するスケジュール」を参照してください。

なお、上記規約第42条③にある通り、4年制大学の場合、活動していても留年によって5年以上在籍している学生は部員として登録はできません。

3. 部員登録の方法

本連盟では部員登録を連盟 web サイト(URL: http://www.pac.ne.jp/zennichi/index.html)上で行っています。前年度から登録されている部員は次年度も継続して登録されます。学年の更新、退部者、卒部者の削除は毎年2月ごろに行われます。毎年2月ごろに新しい年度の部員登録サイトがオープンし次第、随時登録は可能です。参加する大会の選手登録をする前に必ず、連盟ホームページにて部員登録を完了させてくだい。

※実際の操作は、ホームページに掲載されている「部員登録マニュアル」を参照してください。

4. 登録にかかる費用

※費用の詳細は、ホームページに掲載されている「全日会計マニュアル」を参照してください。

く加盟校として>

正加盟校は連盟費として毎年1万3千円を納入する必要があります。(第32条)

正加盟校は、本連盟事務局に部員登録料として部員 1 名につき 1 ヵ年 1,300 円を納入する必要があります。(第33条)

準加盟校は、本連盟事務局に部員登録料として部員1名につき1ヵ年 650 円を納入する必要があります。(第33条)

部員登録料は登録した部員の人数分必要となります。

※本連盟ではいったん納められた登録料は返還しないので、途中退部しても登録料の返金は行いません。

※正加盟校:全日本学生弓道連盟には正加盟と準加盟の 2 通りの加盟方法があります。どちらも各地区学生連盟への加入が前提となります。そのうち正加盟校は本連盟主催大会に出場できますが、準加盟校は出場できません。しかし、準加盟校は連盟費の負担がない、部員登録料が割安であるといった違いがあります。

正加盟・準加盟について詳細は、本補足(1)第六章加盟について、をお読みください。

く部員として>

- 部員登録料の支払いはどうすればよいか?
- ─10月頃に振込の案内を本連盟ホームページ及び各地区学生弓道連盟経由でお知らせいたしますので、指示に従って振込をお願いします。
- ・登録した部員が途中退部したのですが?
- 一本連盟にメールで連絡いただければ部員登録情報を退部扱いに変更します。ただし、前述の通り、一度登録した部員の登録料は取り消したり返還したりはしませんので、納めていただくことになります。

5. 登録に関する質問集

- ・留年した場合、学年はどうするか?
- ―留年した場合、在籍期間の延長は認められません。
- ・休学、留学した場合、学年はどうするか?
- 一休学・留学の場合は在籍の延長を認めます。通常在籍期間を超える場合、本連盟にメールで休学・留学であることを報告して下さい。ただし、休学中に学生弓道連盟主催の大会に参加した場合、休学による在籍の延長は認められません。
- ・飛び級、早期卒業制度によりで同一大学法人の大学院に進学する場合、部員登録は可能か?
- ―上記について、以下のような場合を挙げます。
- 例:4年制大学において、1~3年生まで通常部員として在籍し、4年生を飛ばし、同一大学法人大学院1年生となる場合。つまり、部員在籍期間は1年間残して大学院進学する。

第 42 条

- ③出場選手の出場資格は、当該大学通常在籍期間中とする。
- ⑤早期卒業制度により四年未満三年間以上の在学在学で卒業が認められた学生について、早期卒業以前から部員として登録され、かつ同一大学法人の大学院に進学する場合に限り、前項に定める期間を超えない範囲で出場資格を認める。ただし、本規定の適用には、本人の申告を要する。
 - →大学院 | 年目のみ、部員登録及び選手登録が可能です。
- ・年度途中からの入学・編入の場合、学年はどうするか?
 - 一秋入学や海外からの編入等で進級するのが4月でない場合は、当該大学での学年を連盟での登録学年とし、大学在籍期間の大会参加を認めます。つまり、9月に加盟校に入学する学生は、その年の4月~8月(入学前)の学連主管の大会には参加できませんが、4年後の4月~8月(卒業前)の大会には参加可能となります。

以上

全日本学生弓道連盟規約補足 令和6年5月3日